

令和6年2月7日
児童相談所

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和5年9月1日(金)午後3時15分頃
(天気 晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区南烏山二丁目24番付近(交差点)
- (3) 相手方 乙()
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)児童相談所職員は庁有車を運転し、養育者宅の家庭訪問を終えて、千歳烏山駅の商店街通りに向かって走行していた。
事故発生場所の信号機のない交差点に差しかかった際、甲は徐行し前進したところ、原動機付自転車を運転する乙が右手から走行してきたため、ブレーキをかけたが間に合わず、甲の前部が原動機付自転車の前輪に接触して乙が転倒した。
- (5) 損傷の程度 甲 人身：なし
物損：庁有車バンパーに擦傷
乙 人身：左足打撲
物損：事故時に乗っていた原動機付自転車の側面に擦傷
- (6) 過失割合 甲 9割 ・ 乙 1割

- 2 乙への損害賠償額 51,479円(人身部分)
(自動車保険より全額補てんされる。)

- 3 専決処分日 令和6年1月24日

位置図



現場説明図

